

(仮称)中央区受動喫煙防止対策の推進に関する条例(素案)に対するご意見の概要と区の考え方

<取扱い>

- 区の条例(素案)に反映するもの
- 事業として実施している又は実施予定のもの
- △ 意見として伺うもの
- ☆ 健康増進法、東京都受動喫煙防止条例又は区の条例(素案)に盛り込まれているもの
- その他

1 条例に関すること

NO	ご意見の概要	取扱い	区の考え方
1 2	敷地内に灰皿を設置することにより、喫煙者が群がる現状があるため、指定喫煙場所以外で事業者や個人が敷地内に灰皿を設置することについての規定を入れてほしい。	☆	<p>区の条例(素案)7(1)で、「公共の場所にいる区民等に受動喫煙が生じないように、喫煙することができる場所の設置、移設、廃止その他の環境の整備を行わなければならないものとする」と規定しています。</p> <p>なお、路上に広がって喫煙している状況を確認した際は、喫煙者、事業者双方に対して指導を行います。</p>
3 4	喫煙場所を設置する事業者には、その場所を利用する喫煙者に敷地周辺の路上で喫煙させないようにする義務を課し、守れないなら喫煙所の設置を認めないようにしてもらいたい。		
5	事業者が守るべきルールのアとイで矛盾を感じてしまう。事業者が敷地内に喫煙場所を設置する際、道路にはいっさいたばこの煙が流出しないようにしてほしい。	△	誰に対しても望まない受動喫煙が生じないように配慮する必要がありますが、子どもについては健康影響が大きく、自らの意思で受動喫煙を避けることが困難であることから、通学等で通行する時間帯については特に喫煙を控えていただきたいことから表現に差をつけています。
6	灰皿を敷地内に設置している場合でも、喫煙者が公共の場所で喫煙している状況では、禁止されると言う認識で良いか。	☆	そのとおりです。区の条例(素案)6(1)で、「公共の場所では喫煙してはならない」と規定しています。
7	条例案は多数側の非喫煙者を守るために少数派の喫煙者を差別しているように感じる。	△	<p>たばこは適法な嗜好品であることから、これを排除するのではなく、喫煙者や事業者に喫煙ルールを遵守していただくことにより、喫煙者と非喫煙者が快適に暮らせるような「分煙環境の整備」を行います。</p>
8	区民が守るべきルールに未成年や妊婦がいる場合は控えるとあるが、禁止すると明記するべきではないか。		
9 10	「分煙環境の整備」ではなく、完全禁煙の環境を提供するべきである。		
11	事業者に喫煙所整備の働きかけをしてほしい。	☆	区の条例(素案)5(3)で、「区内で開発や建て替えなど行う事業者に対し、施設利用者用の喫煙場所及び公衆用の喫煙場所の設置に努めなければならない」と規定しています。
12	たばこが嫌いな方から、心無い言葉を浴びせられることもあり、「悪」という言葉が使われていることから一層エスカレートするのはと危惧している。	△	区の条例(素案)は、受動喫煙による区民等の健康への悪影響を防止し、喫煙をする人もしない人も共存することができる環境を確保することを目的としており、喫煙行為自体を否定するものではありません。

NO	ご意見の概要	取扱い	区の考え方
13	区の責務については、むしろ禁煙の奨励とその方策についての手助けをするべきである。	☆	区の条例(素案)3(2)(3)で「受動喫煙防止対策を効果的に推進すること」、「意識の啓発及び普及の促進をするものとする」と規定しています。 受動喫煙による健康影響や禁煙外来医療費助成制度なども周知してまいります。
14	区の条例(素案)5(3)は不要。一切喫煙所は作らない社会が望まれると思う先進的な事業者がいれば、その足を区が引っ張ることにもなりかねない。	△	区の条例(素案)5(3)は分煙環境を促進するための規定です。喫煙者を分散させ、屋外での望まない受動喫煙が発生しないようにするための努力義務です。
15	区の条例(素案)6(2)・(3)の区別が分かりにくい。「配慮しなければならない」と「喫煙しないよう努めなければならない」の違いは、具体的に何を意味しているのか?「喫煙しないよう努めなければならない」1本で良い。	△	誰に対しても望まない受動喫煙が生じないように配慮する必要がありますが、見た目でも判断できる、20歳未満の者や妊婦など、明らかに配慮する必要がある方の前では特に喫煙を控えてほしいことから表現に差をつけています。
16	区の条例(素案)7(2)は不要。敷地内喫煙所で煙がもれるところは、一様に被害を受けるので同じ。逆に通行する時間帯は、などと書くことにより、区は公道を利用している区民等に被害を及ぼす行為を見逃すのではないかと思える。	△	子どもについては健康影響が大きく、自らの意思で受動喫煙を避けることが困難です。よって、通学等で通行する時間帯については特に喫煙を控えていただきたいことから表現に差をつけています。
17 18	区の条例(素案)9. 10について、勧告、公表は、事業者だけではなく、ぜひ喫煙者の方にも入れてほしい。事業者と違って移動してしまい、確認しにくいということがあるからだと思うが、確認できるくらいの人はかなり悪質なので、その対応が良いと思う。	△	違反状態である「場所」を公表することにより、その周辺の公共にいる区民等が受動喫煙の被害を受けないよう「公衆に対する必要な情報の提供」を行うものです。 違反者に対しては職員による行政指導により、注意喚起を行います。
19 20 21 22 23 24	屋内の規制が厳しくなる中、屋外の規制をこれまで以上に厳しくすることには反対である。屋外での受動喫煙被害について、根拠を示してほしい。	△	厚生労働省では、「健康増進法は屋外について、禁煙等の措置は講じていないところであるが、分煙施設を設置するなど受動喫煙対策を講じる必要がある」との見解を示しています。 また、同法では、屋内外問わず、喫煙者には喫煙をする際は周囲の状況への配慮を、施設の管理者には喫煙場所を設置する際はその設置場所の配慮を義務付けています。 受動喫煙は、他人のたばこの煙を吸い込むことから生じることから、屋外においてもその対策は必要であると考えています。
25 26 27	加熱式たばこによる健康影響は判断材料が少なく、明らかになっていないため、従来の紙巻きたばこと同様の取扱いとしないほしい。	△	健康増進法において、加熱式たばこは受動喫煙が生じるものとして規制の対象とされています。 これを踏まえ、屋外での加熱式たばこの喫煙については、受動喫煙が生じること、紙巻きたばこの喫煙行為とまぎらわしく非喫煙者とのトラブルになるおそれもあることから、紙巻きたばこと同様の取扱いとします。
28	加熱式たばこの影響は、紙巻きたばこと比べ影響が若干弱い程度であり、見分けがつきにくいので、規制は同等にしてほしい。	☆	

NO	ご意見の概要	取扱い	区の考え方
29 30 31 32 33 34 35 36 37	違反者に対しては、指導のみではなく、過料を徴収してもらいたい。	△	区の条例(素案)は罰則による規制ではなく、喫煙者や事業者がそれぞれの責務及び喫煙ルールを自ら遵守することを求めています。区でも分煙環境の整備を進めるとともに、喫煙ルールを遵守してもらうための意識啓発や普及促進、巡回パトロールなどにより受動喫煙の防止を図ってまいります。
38	喫煙施設の使用中止や撤去命令など、罰則制度の整備をしてほしい。	△	私有地に設置喫煙施設の使用中止や撤去命令の強制はできませんが、区の条例(素案)7(1)に基づき指導してまいります。
39	違反者を見かけた際の通報電話番号を分かりやすくして明示してほしい。	□	区のホームページのほか、今後作成する各種啓発物などにも積極的に掲載していきたいと考えております。
40 41 42	喫煙者が喫煙後、職場にそのまま戻る場合など、周囲に三次喫煙の恐れが生じる。三次喫煙についての対応は対象外なのか。	△	三次喫煙は、喫煙者の毛髪や衣類などに付着した有害物質を吸い込むことで生じるものです。三次喫煙は新しい概念であるため、研究はまだ少なく、健康影響についても明らかでないことから、国や東京都の動向を注視しながらその対応を検討してまいります。
43 44	信号のある横断歩道の歩道上などに「禁煙」や「ポイ捨て禁止」の表示の増設をしてほしい。	□	既に区内全域で歩きたばこやポイ捨ての禁止に関する普及啓発用の看板や路面シートの貼付を行っておりますが、必要に応じて増設、更新など行ってまいります。
45 46 47 48	条例の施行前に在住、在勤者等へその周知を徹底してもらいたい。	□	条例の内容とともに、受動喫煙による健康影響などを周知するためのリーフレットや指定喫煙場所マップを作成します。喫煙ルールについては、外国人観光客に対応するため、多言語に対応したものを作成します。 巡回パトロールのほか、歩きたばこの多い主要交差点を中心に、地元町会や事業所などの協力を得て街頭キャンペーンを実施し、その際にも喫煙ルールを広く周知していきます。

2 指定喫煙場所に関すること

NO	ご意見の概要	取扱い	区の考え方
49	指定喫煙場所の内部には、受動喫煙による肺がんのリスクの情報も記載したらどうか。	△	条例の内容とともに、受動喫煙による健康影響などを周知するため、リーフレットを作成する予定です。 これを指定喫煙場所や区の施設に設置するとともに、巡回パトロール時に配布するなど受動喫煙防止に向けた意識の啓発・普及の促進を図ってまいります。
50	指定喫煙場所を設置する際は、屋外に煙が漏れない建物を作るとともに、その建築費や維持費は喫煙者から使用料をとってはどうか。	△	区が屋外に設置する指定喫煙場所は、原則コンテナ型を設置します。これは、コンテナ型が密閉されている上に、たばこの煙を浄化して室外に排出する装置を設置するため、受動喫煙の防止効果が高いからです。 しかし、耐荷重の関係等で、高速道路上の公園など設置することができない場所もあります。そうした場所では、パーティション型を設置することで分煙環境を強化してまいります。 指定喫煙場所は、そこに喫煙者を誘導し、路上喫煙や公共の場所での受動喫煙を防止することを目的に設置しており、利用率を上げるためにも使用料の徴収は考えておりません。
51			
52	一部の公園はほぼ喫煙所状態で子供たちが遊べる状態ではないので、早急に対応してほしい。	△	受動喫煙を防止するためには、指定喫煙場所の中で喫煙をしてもらうことが重要であると考えています。 巡回パトロールを強化し、指定喫煙場所の区画内で喫煙するよう注意喚起を徹底してまいります。
53	公園に向かって歩道橋を歩いていたところ、公園の公衆喫煙所からたばこのにおいがしてきた。微風でも煙と臭いが公道に流れ、人がいれば受動喫煙になる。		
54	区内では受動喫煙ゼロを目指し、現在認めているような屋外の公衆喫煙場所の撤廃をしてほしい。	△	指定喫煙場所を整備し、分煙環境を確保していくことが、受動喫煙防止の有効な対策の一つであると考えています。 既存の指定喫煙場所については、順次改修し、分煙環境の強化を図っていく予定です。
55			

NO	ご意見の概要	取扱い	区の考え方
56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77	喫煙者数に対して、屋外の喫煙場所が少ないため、利用者が集中している。 駅の周辺や人が集まる場所に区が喫煙場所を整備する必要がある。	□	区立公園及び緑地帯に設置されている分煙施設を指定喫煙場所と位置付けるとともに、新たに中央区役所附属駐車場横(バイク駐輪場)及び築地魚河岸小田原橋棟の屋上に受動喫煙の防止効果の高いコンテナ型の公衆喫煙場所を整備する予定です。 また、事業者に対する助成制度を創設し、指定喫煙場所の設置促進を図るなど、民間事業者の協力も得ながらその確保を進めてまいります。
78	複数の企業やテナントがある複合施設においては施設の中に喫煙室を整備してほしい。	☆	中央区まちづくり基本条例や区の条例(素案)5(3)に定める事業者の責務を踏まえ、建築物の性質、規模等を考慮した上で、建築物の新築や改築の機会に指定喫煙場所の整備について事業者働きかけていきます。
79 80 81 82 83 84 85 86 87 88	区独自の助成制度を設け、事業者とともに公衆喫煙場所を整備する取組を進めるべきである。	□	今年度から事業者による指定喫煙場所の設置及び維持管理に要する経費の助成を始めました。 なお、利用する際は、事前の相談が必要になります。 また、区では設置に当たり、労働衛生コンサルタントによる電話や現地での相談支援を行っています。

3 屋外での喫煙に関すること

NO	ご意見の概要	取扱い	区の考え方
89	朝潮小橋や銀座郵便局から土橋交番までの御門通りでの路上喫煙によるひどい受動喫煙に悩まされている。	△	路上喫煙については、中央区歩きたばこ及びポイ捨て条例で、人で混雑する場所や吸い殻入れのない場所での喫煙を禁止しております。 また、区の条例(素案)ではこれを強化し、指定喫煙場所を除く公共の場所での喫煙を禁止します。 ご指摘いただいた場所については、状況の改善を図るため、巡回パトロールによる注意喚起を徹底してまいります。
90	携帯型灰皿を持参のうえ、人が少ない場所での喫煙については認めてほしい。	△	公共の場所では指定喫煙場所以外での喫煙は禁止です。携帯型灰皿での喫煙は、近隣の事業所や居住者への受動喫煙の影響が考えられるため認められません。 また、私有地であっても公共の場所にいる人へ受動喫煙が生じることがないように配慮しなければなりません。
91 92 93 94 95	指定喫煙場所以外の屋外全域を禁煙にする必要はない。	△	屋外での分煙を徹底するためには区内全域で公共の場所における喫煙を禁止し、指定喫煙場所に誘導することが受動喫煙を防止の有効な対策の一つであると考えています。 そのため、区では、喫煙場所の確保や分煙環境の整備に努めてまいります。
96 97 98	ベランダでの喫煙など、共同住宅内での受動喫煙を防止するため、喫煙の禁止や罰則規定を整備してほしい。	△	私有地内での喫煙自体を条例で規制することは困難であることから、区の条例(素案)では公共の場所で受動喫煙が生じる場合に喫煙者や喫煙場所の設置者を指導の対象としています。
99 100 101	たばこの煙が屋外に出たり、室内に入っていないように、オフィスビルの非常階段や飲食店の出入口などでの禁煙を徹底してほしい。	△	私有地内の受動喫煙については、健康増進法で屋内外問わず喫煙者には喫煙をする際は周囲の状況への配慮を、施設の管理者には喫煙場所を設置する際はその設置場所の配慮を義務付けていることを踏まえ、喫煙者や喫煙場所の設置者にこの配慮義務の遵守の働きかけを行っています。
102	居住している共同住宅に隣接する私道で喫煙者が散見される。規制を設けて受動喫煙の被害が発生しないようにしてほしい。	△	
103	区内巡回パトロール員に権力を与えてほしい。	△	区の条例(素案)で規定する指導及び勧告は、行政指導に該当することから、区民や巡回パトロール員ではなく、区の職員が行うべきものです。 巡回パトロール員は、違反者に対する注意喚起を行いますが、注意喚起によっても違反の状態が続く場合は、巡回パトロールと連携し、違反者に対して区の職員が行政指導を行います。違反者を見つけた際は、区にご一報ください。
104	一般人に対して巡回パトロール員のように喫煙者に注意できるようにしてほしい。	△	
105 106 107 108 109	日常的に巡回し、公共の場所をはじめ喫煙場所以外で喫煙している喫煙者にも注意喚起を行い、厳しく取り締まってほしい。	□	区では、年末年始を除く毎日パトロール員により区内全域を巡回し、注意喚起を行っています。 令和2年4月1日に全面施行された改正健康増進法では、喫煙者には喫煙をする際は周囲の状況に配慮することを義務付けており、この配慮義務の遵守に向け、路上等での喫煙を発見したときは喫煙者に対し喫煙の中止を求めています。

4 その他

NO	ご意見の概要	取扱い	区の考え方
110	4月に施行された東京都受動喫煙防止条例との違いを教えてください。	—	<p>令和2年4月1日に改正健康増進法が施行され、屋内での喫煙が原則禁止とされました。東京都受動喫煙防止条例では、都独自のルールを定め、法に基づく規制を強化しています。一方、屋外での喫煙については規制をしていません。</p> <p>区の条例(素案)は、屋内の禁煙化に伴う屋外での喫煙の増加を踏まえ、喫煙ルールを定めるなど屋外における受動喫煙防止対策の推進を目的としています。</p>
111	法律の範囲内で喫煙場所を設置する場合は、事業者の責任にするべきではなく、届出制として場所、運用が適切かどうかを区の責任で確認することが望ましい。	△	<p>巡回パトロールなどを活用し、喫煙場所の位置や運用状況の把握に努めるとともに、必要に応じて、健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に基づき助言・指導を行ってまいります。</p> <p>なお、法に基づき設置される喫煙場所については、その運用に当たり法及び都条例を遵守するよう働きかけを行ってまいります。区独自で届出制度を設ける予定はありません。</p>
112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124	新型コロナウイルス感染症が発生し、社会全体が混沌としている状況で、なぜパブリックコメントを実施するのか。時期を改めるべきではないか。区民及び区内事業者への配慮がない。	—	<p>国の緊急事態宣言により、事業所等で所有している喫煙場所の大多数が一時休止されたことに伴い、路上等での喫煙や受動喫煙が増加し、平時よりも苦情や改善の要望が多数寄せられている状況です。</p> <p>ウイルスの感染拡大防止や喫煙者に公衆喫煙場所を適正に使用していただくため、注意喚起に関する啓発物を掲示するとともに、巡回パトロールによる注意喚起を日々行っておりますが、喫煙によりたばこから発生する煙が周囲の人の健康にも影響を与えることから健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に基づく受動喫煙防止対策に加えて、区の条例(素案)による受動喫煙対策はこの時期であっても必須と考えます。</p>